

平成 20 年 1 月 23 日

各 位

会社名 サムティ株式会社
所在地 大阪市淀川区西中島四丁目 3 番 24 号
代表者名 代表取締役社長 森山 茂
(コード番号: 3 2 4 4 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役経営企画室長 小川 靖展
電話番号 0 6 - 6 8 3 8 - 3 6 1 6 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 2 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

第 1 . 定款変更の目的

当社グループの今後の事業内容の多様化および事業展開に備えて目的事項の追加を行うとともに、平成 18 年 6 月 14 日に公布された「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第 66 号)に基づき「証券取引法」から名称変更された「金融商品取引法」の施行後において、当社グループが従来実施してきた信託受益権販売業が金融商品取引法第 28 条第 2 項に定める「第二種金融商品取引業」として規定されることに対応するため、及び同条第 3 項に定める「投資助言・代理業」並びに同条第 4 項に定める「投資運用業」の登録を可能にするために、現行定款第 2 条に定める目的について所要の変更を行うものであります。(変更案第 2 条)

公告閲覧の利便性と経費の削減を図るため電子公告に変更するとともに電子公告ができないときの措置を定めるために、現行定款第 5 条に定める公告方法について所要の変更を行うものであります。(変更案第 5 条)

株主総会の招集手続きの効率化を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示について、変更案第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。(変更案第 14 条)

当社は既に会計監査人を設置することとしておりますが、規定をより明確にするため、「第 6 章 会計監査人」を新設するものであります。(変更案第 33 条、第 34 条、第 35 条)

上記の条文、章の新設に伴い、現行定款の条数の繰下げを行うものであります。

第 2 . 日程

定款変更を付議する株主総会開催日	2008 年 2 月 27 日(予定)
定款変更の効力発生日	2008 年 2 月 27 日(予定)

第3．定款変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～9 (条文省略)</p> <p>10 <u>信託受益権販売業</u> (新設)</p> <p>11～13 (条文省略)</p> <p>第3条～第4条(条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条～第13条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第14条～第31条(条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～9 (現行どおり)</p> <p>10 <u>金融商品取引業</u></p> <p>11 <u>貸金業</u></p> <p>12～14 (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条(現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条～第13条(現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第32条(現行どおり)</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第32条～第35条(条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第36条～第39条(現行どおり)</p>
--	---

以上

本報道発表文は、「定款一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。